

災害用非常食

備蓄食品（食料・飲料水）を置く根拠：名古屋市の条例で規定
※住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は指針による

入所施設

入所者及び従業者の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない
→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を3日分準備

通所施設等

利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない
→食料は1日3食、飲料水は1日3L(1食1L)を準備

注意

- ★貯水槽の水を使用する場合は、**発災初日**で使用するよう想定すること
- ★施設が「**指定福祉避難所**」の指定を受けている場合は、上記分に併せて**必要量の食料**及び飲料水を3日分備蓄する（3ページ参照）

BCPを考慮した非常食の備蓄

- 規定された量の食品及び飲料水が備蓄してあるか
- 地震、水害等に加え、感染症発生時等も対応できる内容か
- 問題なく払い出しができるか
- 保管場所に献立表が掲示してあるか
- 施設内で備蓄食品に関する情報を共有しているか
 - 払い出しまでの動線に問題はないか
 - 転倒・転落防止措置がしてあるか
 - ライフライン遮断時でも問題なく提供できるか
 - 発災時に全職員が払い出しに対応できるか
 - ※管理栄養士・栄養士、厨房職員が不在でも対応できるか
 - 献立は、どの時間帯に発災しても対応可能なように、入所施設は**1～9食目**、通所施設等は**1～3食目**で作成するのが望ましい
- 栄養量が確保できるか（発災直後を除く）
- 利用者の体調や状態を配慮した食品を準備しているか
- ローリングストックを活用しているか

名古屋市の条例・指針

入所施設

○特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設

- ・名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条
- ・名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第3条

○介護老人保健施設

- ・名古屋市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 第3条

○介護医療院

- ・名古屋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 第3条

○養護老人ホーム

- ・名古屋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条

○軽費老人ホーム、ケアハウス

- ・名古屋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 第3条

○保護施設

- ・名古屋市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第5条

○短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護

- ・名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第3条

○地域密着型サービス

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

- ・名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第3条

○介護予防サービス

(介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

- ・名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第3条

○地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護)

- ・名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第3条

○住宅型有料老人ホーム

- ・名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針 8(6)エ

○サービス付き高齢者向け住宅

- ・名古屋市サービス付き高齢者向け住宅登録運営指針 6(4)イ

名古屋市の条例

通所施設等

○居宅サービス（通所介護又は通所リハビリテーション）

- ・名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第3条の2

○地域密着型サービス

（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護））

- ・名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第3条の2

○介護予防サービス（介護予防通所リハビリテーション）

- ・名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第3条の2

○地域密着型介護予防サービス

（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）

- ・名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第3条の2

参考

福祉避難所

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者など）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。

本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。

指定福祉避難所

- ・施設において、要配慮者に適した食料、飲料水、毛布及び簡易トイレを**3日分備蓄**する必要があります。

協定福祉避難所

- ・開設に併せて行政が運び入れるため、備蓄は不要です

施設別非常食備蓄量

3日分

施設種別
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※地域密着型サービスを含む
介護老人保健施設
短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) ※介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に併設する場合を含む
介護医療院
認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム) ※地域密着型サービスを含む 住宅型有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅
養護老人ホーム 軽費老人ホーム、ケアハウス 保護施設(救護・更生)
指定福祉避難所※ ※3ページ参照

1日分

施設種別
通所介護(デイサービス) ※地域密着型サービスを含む 療養通所介護 通所リハビリテーション(デイケア)
認知症対応型通所介護 ※地域密着型・介護予防型サービスを含む
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護